神奈川県臨床調査個人票電子化推進事業補助金に係るFAQ　　最終更新日：2026年11月10日

| No. | 種別 | 質問 | 回答 | 記載日 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 交付申請 | 川崎市内の医療機関だが、横浜市と神奈川県の両方に申請することはできるか。 | 川崎市と神奈川県の両方に申請することはできません。川崎市内の医療機関は川崎市に申請をしてください。 | 2026/10/30 |
| 2 | 交付申請 | 補助金交付決定通知書が届く前にパソコン等を購入してしまったが補助金の交付はされるか。 | 補助金交付決定の通知日前に購入したパソコン等の経費については、補助金の交付対象外となります。 | 2026/10/30 |
| 3 | 交付申請 | 指定医はいないが補助金の交付申請は可能か。 | 交付申請日において、医療機関に指定有効期間が有効な指定医が所属していない場合は申請できません。 | 2026/10/30 |
| 4 | 補助対象 | リースのパソコンは補助対象となるか。 | リースの場合は補助対象外となります。 | 2026/10/30 |
| 5 | 補助対象 | 補助金を活用しパソコンを購入した。次はシステム改修に補助金を活用したいが、交付申請は可能か。 | 本補助金は１医療機関につき１回限りの交付となるため、補助の対象にはなりません。 | 2026/10/30 |
| 6 | 補助対象 | 臨床調査個人票電子化推進事業補助金を活用して整備できる環境は、同補助金で購入した専用のパソコン端末に限定されるのか。または、すでに院内で使用している既存の複数のパソコン端末においても、オンライン化に対応するための環境整備（設定・改修等）の対象として検討することは可能か。 | すでに医療機関で購入済のパソコン等への環境整備（システム改修等）も補助対象となります。 | 2026/11/10 |
| 7 | 補助対象 | 過日、「本補助金を活用して購入したパソコンは臨床調査個人票のオンライン化にのみご使用ください。」との回答を神奈川県の所管から得た。当院では、指定難病患者の登録数が十名程度であり、当該個人票の作成業務のみならず、通常の院内における一般的なパソコン作業等、他の用途にも併用して利活用したいが如何か。 | 補助金については、その交付目的に沿って使用されることを前提としており、本補助金は臨床調査個人票のオンライン化を目的としていることから、それ以外の用途への使用は想定しておりません（本補助金は県事業ですが、国に確認しその回答を記載します）。 | 2026/11/10 |
| 8 | 端末要件 | 補助金を活用しパソコンを購入しようと思うが、端末要件はあるか。 | 端末要件等は国から示されております。県ホームページの本補助金ページに掲載している「医療機関向け難病小慢DB 更改に関する周知（詳細）_2023 年7 月版（更新）」をご確認ください。 | 2026/10/30 |
| 9 | 実績報告 | 交付決定額と交付確定額が異なっているが、なぜか。 | 補助対象経費外のものが含まれていた場合は、補助の対象とならないことがあります。また、交付申請時点より低い金額で購入された場合は、実際に購入にかかった費用を算定対象とします。 | 2026/10/30 |
| 10 | 実績報告 | 交付決定通知書は送られてきたが、交付額の確定通知書が送られてこないのはなぜか。 | 交付決定額と確定額が同額の場合は、「交付額確定通知書」は送付しません。 | 2026/10/30 |
| 11 | 実績報告 | 期限内に経費の支払いが完了しないが、どうしたらよいか。 | 期限内に経費の支払いが完了し実績報告の提出がないと、補助金の交付はできません。必ず期限内に実績報告書等提出してください。<br>期限内に完了しないことが判明した場合は、補助金の交付はできません。<br>万が一、お問合せの状況になりましたら、速やかに「神奈川県がん・疾病対策課難病対策グループ」（電話：045-210-4777）までお問い合わせください。 | 2026/10/30 |
| 12 | 支払 | 補助金はどのくらいの期間で支払われるのか。 | ご提出いただいた実績報告書一式により審査等を行い、特に問題無ければ、約１か月から２か月で指定の口座へお振込みします。なお、補助金のお振込みは通知いたしません。 | 2026/10/30 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 13 | 財産処分 | 本補助金により購入したパソコン端末に係る財産処分制限期間は何年間なのか。また、あわせて該当する法定耐用年数（減価償却資産としての年数）および処分時の必要な手続きについて伺いたい。 | ●補助要綱第11条（財産の処分の制限）の第１項より、「医療機関は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円（地方公共団体が運営する医療機関にあっては単価50万円）以上の機械、器具及びその他の財産（以下「財産」という。）を知事の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号））」と記載されています。そのため、厚生労働大臣が別に定める期間（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号））によると、電子計算機「パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く。）、その他のもの」は４年となります。<br>●国税庁の「主な減価償却資産の耐用年数表」の「 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）」によると、法定耐用年数は４年となります。<br>●購入から４年が経過している場合は、処分時の手続きは必要ありません。ただし、４年以内に処分する場合は知事の承認が必要となります。また、補助要綱第11条（財産の処分の制限）の第２項に、「知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがある。」とありますので、ご承知おきください。 | 2026/11/10 |